

植民地支配下のキリスト教 「満洲国」を事例に

渡辺祐子

明治学院大学キリスト教研究所所員

はじめに

1930年代以降、日本及び日本の植民地におけるキリスト教会・キリスト教界が直面した深刻な問題のひとつはキリスト教学校に対する神社参拝強制。

植民地朝鮮や台湾では日本以上の抵抗。ex.崇実学校（平壤）、台湾長老教中学（台南）。

「満洲国」の場合：キリスト教学校は外国宣教師が設立。神社参拝が広く実施される以前にキリスト教教育から撤退。神社参拝の直接的影響は受けていない。

だが、それ以前に「神ならぬもの」＝「孔子廟」参拝の強制に抵抗⇒キリスト教学校が「まつろわぬ」存在となる。

本講義の目的：

「満洲国」政府の宗教政策及びキリスト教会、およびキリスト教学校認識を整理。

孔子廟参拝の強制にキリスト教学校（プロテスタント）がどのように対応したのかを、宣教師資料を中心に考察。キリスト教学校の抵抗と妥協、挫折の歴史に光を当てる。

1. 満洲伝道とキリスト教教育

1) 満洲伝道の概略

・海外伝道会

主たる伝道団体：アイルランド長老教会（The Presbyterian Church in Ireland, 1869年伝道開始）とスコットランド教会（the Church of Scotland, 1871年）

1890年、両者の会議体 Council の上位組織として「スコットランド教会・アイルランド長老教会宣教師による満洲宣教会議（Manchuria Mission Conference consisting of the Missionaries of the United Free Church of Scotland and the Presbyterian Church in Ireland、英国蘇格蘭愛爾蘭基督長老会駐満洲国教士協会）」を設立。満洲伝道にかかわるすべての事案をこの会議で最終的に審議。

1912年、同会議憲法規則が確定。1916年、デンマークのルター派教会が参加。

1936年、満洲伝道にかんし、スコットランド、アイルランド両教会は本国でも合同。Conference 傘下の両教会の Council が「The Council of the Manchurian Missions of the Presbyterian Church in Ireland and of the Church of Scotland」となる。

【長老制度とは？ 代議制。教会員から長老（elder）を選出。牧師と対等な立場で〈小会〉を形成。近隣の複数の教会の〈小会〉が〈中会 Presbytery〉を形成。〈中会〉の範囲、規模は様々。長老制度では〈中会〉が最も重要＝中会主義。複数の中会が〈大会 Synod〉を形成。】

1940年時点での最終的な伝道地：營口、錦州、遼陽、北鎮、奉天、新民、鉄嶺、法庫、開原、海龍、新京、吉林、阿城、呼蘭（下線は中等以上の学校が設立されていた場所）

・中国人教会の動向

1891年、アイルランド系、スコットランド系の中国人教会が、満州長老公会(教会)を形成。

1907年、中会(遼東、遼西、吉林)を形成。満州長老公会自身は「関東大会」として3中会を指導。

1925年、関東大会、中華基督教会に参加。

1931年、関東大会傘下の中会数8に。同時に Policy Committee を通じて宣教会議とも意思疎通。

「満洲国」建国以降、政府は関東大会と中華基督教会との関係を強制的に切断。牧師はじめ中国人信徒の自由な発言、活動が封じられる ⇒教会にかかわる重要な案件は、宣教会議が責任を負う。そのうちのひとつも深刻な案件のひとつが、孔子廟参拝問題。

2) 満洲におけるキリスト教教育について

1902年、スコットランド、アイルランド両教会が教育機関設立準備に本腰入れることで合意。奉天で神学校 (Manchurian Christian College) 設立。

1912年、奉天医学校 (Moukden Medical College) 設立。

1937年ごろの中等レベル以上のキリスト教学校総数：男子校15、女子校9校。うちプロテスタント系キリスト教学校⇒19校。アイルランド長老教会系は11校(男子校7校)、スコットランド合同自由教会系は4校(男子校2校)、このほか奉天医学校(奉天医科大学)と満州神学校は両者が共同運営。

こののち法人化問題が浮上し、両教会はキリスト教教育から撤退。学校は公立化される。

*キリスト教教育はどこまで浸透していたのか？

吉林市の場合：中等以上の学校は6校のうちキリスト教学校は1校(文光中学)。1934年時点で同校の生徒数は男子140名(日本人生徒はゼロ)。教員数8名(日本人1名)。

3) 「満洲国」の教育理念とキリスト教学校

1932年3月1日、「建国綱要」発表。王道主義に基づく教育の普及を掲げる。

同年8月23日、文教部、各省区に「孔子秋祭挙行辦法」を発す。孔子廟の整備・修復、孔子祭の実施、学校教育における孔子思想の教授を通達。キリスト教学校もこれに従う¹。各キリスト教学校は「犠牲をささげ拝礼する」という宗教行為が伴わない限り、信教の自由が積極的に侵害されているとはとらえず、王道主義教育を受け入れていた。(学制完成は1937年末)

2. 「満洲国」のキリスト教認識

1) 『宗教調査資料』『思想月報』にみる当局のキリスト教認識

『宗教調査資料 第二輯 吉林、間島、濱江各宗教調査報告書』康德四年(1937年)十一月民生部社会司大谷湖峯(中央大学)が政府の委嘱を受け、1936年7月20日から9月3日まで行った調査の報告。

7月20日～27日新京で打ち合わせ。7月28日～8月6日吉林省 九台、吉林、蛟河、敦化。

8月6日～8月15日延吉、龍井、琿春、図們。8月16日～9月3日牡丹江、綏芬河、阿城、哈爾濱、呼蘭、雙城。9月4日新京着。関東軍司令部、憲兵隊司令部に口頭で報告。9月8日新京発、帰国。

¹ JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.B05016188600(第9画像)、昭和七年八月二十三日、文化事業部普通公第五二〇號、孔子祭秋季祭典挙行ニ関し「満洲国」文教部ノ通令報告ノ件。

最も期待できる宗教＝佛教。皇道佛教として日満一体の精神を民衆に植え付ける。

矯正が必要な宗教＝民間信仰（迷信）。民衆教化に益せず。

要注意宗教＝在家裡教、紅卍字教、キリスト教（中でもプロテスタント）

キリスト教については特に教育事業を警戒。さらに「反満抗日分子」をかくまうという指摘。

* 吉林省

・ 概説

儒教について：学の道として、将又治国の方略としては不拔の存在なりしが宗教としては実に微力にして、強固なる信仰団体の組織を見ぬ。従て儒学一度衰え始むるや、文廟の維持は実に困難にして、或は角界の人士に依るか或は所有地の利息に依り、又は省庫より支出を仰ぎ漸く維持せられたるものにして、中には維持困難なる為荒廢その極に達したるものもある。建国後各県に令して文廟の復活を為さしめ春秋二期の祭典を莊嚴に行わしめ、鋭意これが復活に力めつつあり²。

・ 吉林市

警務庁の概括的意見として⇒「基督教は治安上大問題はなきも潜勢力を有する。就中米系青年会最も注意すべく、現在は抗日地下工作をせるものと見らる。中国に関係あるものは絶縁せしむる必要あり、慈善団の発展は満人に国家的観念を薄める如く考えられ物質欲を強化する為、国家力を薄弱化せしむる傾向あり。・・・学校教育上の問題、吉林市内基督教系小学校(ママ)三あり。その内一、文光中学に於ては孔子廟不参拝問題(偶像礼拝反対)を惹起し、基督教全体の全満対策としては絶滅することは理想なれ共、若し許可すとせば、複雑とせず単一なる系統の明なるものとすべきである。」

・ 吉林市の不敬問題

市政実施記念日（5月10日）に上記文光中学の生徒が「日本帝国万歳」を「殊更に変調の唱え方」にした。

『回鑾訓民詔書』(後述)発布記念式当日に「満洲国」反対を唱え、国歌を歌わず他の歌を歌った。(何年かは不明)

⇒文光中学はアイルランド長老教会が運営するキリスト教学校

* 濱江省

・ 哈爾濱市

省公署教育庁の意見（小川）：プロテスタント教会設立の出願が増えているが、対策はまだ確立していない。警務庁から宗教制度の方針を早く建てるよう強い要請がある。できる限り早急に確立しなくてはな

² 『省政彙覽 吉林省篇』(康徳二年十一月)は以下のように記載している。「建国後各県に令して文廟の復活を為さしめ春秋二期の祭典を莊嚴に行はしめ鋭意之が復活に努めつつあり、本省内に於ける文廟としては長春文廟、永吉文廟、農安文廟、徳惠文廟、伊通文廟、磐石文廟、敦化文廟、榆樹文廟、扶余文廟、懷徳文廟等多きに上っている。」(215頁)なお同資料は吉林省の教育方針について以下のように述べる。「一、三民主義国民党義に換ふるに王道主義を以てし、王道の審議に基き建国の理想を明暢にし国家観念の涵養に力む 二、人格の陶冶を基本にし勤勞自助の精神を振作し、以て道徳教育の確立を期す 三、環境に即し、実生活に適應する教授訓練を施し以て産業教育の徹底を期す 四、国民生活に必要な知識、技能を授け健全なる身体發育の促進を計る

以上の教育方針に基づき教材の一大取捨を行うと共に授業に当たり常に補足的講授を為さしめ日語を普及せしむるにも単に語学の上達を期するのみならず真の日本精神の理解と日本文化の吸収を目的とし仍って以て混然たる日満融和の精神を把握せる第二国民の涵養をなさんとした。」

らない。当庁として注意したいのは、教団経営の宗教学校の統制指導である。「一般娯楽読書の類は、中華民国時代のもの多きが故に、その内容に往々反国家的のものあるやに考へらる。故に読書界の統制を図ると共に、更に積極的に印刷物を通して自然の中に趣味に訴へて指導する必要がある。現在省内文庫は十五あるが、敬神の念培養のため少年団（童子軍）をして掃除せしめ、また昨秋より音楽を講習せしめて、情操教育に努力し大体に於て順調に進みつつあると考へらる。」

特務機関の意見：キリスト教は宗教未統制の際に付け込み、急激に拡大せんとする傾向あるがため、可及的早く対策を講ずる必要あり。

2) 『思想月報』（司法省刑事局）

「奉天高等検察庁管内思想経済情勢」『思想月報』第七十六号（昭和十五年十月）

「新京高等検察庁管内思想情勢」『同』第七十七号（昭和十五年十一月）

キリスト教関係者を「在満諜報の主体」とみなす。宣教師の母国との関係。中華民国の教会とのつながり。民衆に入り込む宣教師の姿。「先日私は吉林の某教会に行ってみました。薄穢い農夫婦が子供を連れてゾロゾロ日曜の教会に参つてゐるのを見まして何だか非常に敬虔な感じがすると同時に之は何かしなければならんと云ふ矛盾した複雑な感慨に打たれた事があります。又過日も漸く汽車が開通したばかりの通化—臨港線の八道溝と云ふ一寒村に、外人のしかも婦人の宣教師が入り込んで来てゐたのを見て日本人の伝道は未だ熱が足らんなあと思いました。」（第七十七号、百六四）

→ 日本人伝道者による中国人教会への働きかけと教会合同の動きの背景。

3. 孔子祭参列強制

1) 端緒 1935 年

・建国理念の変質

溥儀の訪日後、建国の理念が変質。『回鑾訓民詔書』（1935 年 5 月 2 日）の渙発。「万世一系の皇統を戴く日本と満洲との一億一心」「日満一体」という新たな国家目標と皇道思想と王道主義との牽強付会。まもなくキリスト教学校に孔子祭参列・参拝が強く要請されるようになる。

・孔子祭秋大祭への参列要請拒否

1935 年の秋、吉林市当局が、アイルランド長老教会系キリスト教学校の文光中学校に対し、同市内で開催される孔子祭秋の大祭への生徒派遣を要請。校長の McWhirter がクリスチャン生徒の派遣を拒否したところ、市当局（おそらく教育庁）は補助金凍結、学校閉校の可能性に言及し、参列拒否の選択肢を認めず³（前頁参照）。

同じ時期、吉林や奉天でキリスト教関係者の大量検挙が起きる⁴。慈善活動を装った反満抗日グループと

³ International Missionary Council Archives, 1910-1961, WCC, Geneva, Sino-Japanese Relations Box 26.5.026, (以下 IMC) No.2, Religious Liberty Under Japanese Rule. Statement, Nov. 12th, 1936. 文光中学に教育庁から補助金が出ていたことについては『省政彙覧 吉林省篇』（康德二年十一月）、191 頁。

⁴ この検挙事件についての概要は、Fulton, 1967, p95-113. このほか IMC, No.2, Persecution of Christian Leaders in Manchuria, Nov. 1935. Conference of British Missionary Societies Archives London China, Manchuria, (H-6050 Box397 E.T China51, No.8, To the Friends and Supporters of the Moukden Medical College, Edinburgh, July, 1936 by Christie and Young などを参照。

目された組織とのつながりを疑われた中国人キリスト者が逮捕された事件。この事件と孔子廟参列拒否、上記の「不敬問題」は相乗効果によって「まつろわぬキリスト教」のイメージを増幅させる。

・1935年の意味

1935年11月、平壤のミッションスクール（崇実学校・崇実専門学校、崇義女学校。いずれも米北長老教会系）が神社参拝を拒否。→校長は辞任、米北長老教会はキリスト教教育全般から撤退⁵。

IMC archivesにある「日本支配下における宗教の自由」と題する論考：崇実学校事件を紹介し、満州で強制されているのは天皇崇拜ではなく孔子崇拜であり、朝鮮の方が緊迫の度合いはより強いとしながらも、「国家が奨励し国家が強制する崇拝儀式という原則が、日本の支配を基礎づけている。キリスト教活動に与える影響は深刻である」「(満洲においてもキリスト教が狙いうちされるのは)、「満洲国」の奴隷化計画に対する、最も強力でもっとも自立的で最も知的な霊的抵抗の中心だからだ」と述べる⁶。

2) 強制の拡大 1936年

春、奉天省遼陽市は、スコットランド合同自由教会系の文徳中学校（男子校）と育才女学校に春の大祭への参列を要請⁷。学校での儀式を参列の代替として認めてほしいという学校側の申し入れは却下され、両校とも孔子廟に生徒を派遣、その後も毎月一度の参拝が求められた⁸。

7月7日、「満洲国」文教部が、吉林文光中学校校長の McWhirter ら4名の宣教師を新京に呼び出す。キリスト教学校の孔子祭参列を求め、McWhirter には国法に従うことを約束する書類への署名を、他の参加者もその証人としての署名を迫る。またこの時文教部が宣教師に渡した6項目にわたる命令書には、正課内の宗教教育、宗教儀式の禁止が記されている⁹。

9月21日、奉天省教育庁が奉天市内の私立学校代表を呼び出し3時間にわたる会合を開催、「宗教学校が建国の理念よりも建学の精神を重んじるのであれば存続は許されない」ことが言い渡され、孔子祭参拝の徹底が図られた¹⁰。

3) 孔子祭参列と学校存続問題 1937年

・満洲宣教会議の決定

⁵ 朝鮮の神社参拝問題については膨大な研究があるが、以下が最も包括的である。李省展『アメリカ人宣教師と朝鮮の近代：ミッションスクールの生成と植民地化の葛藤』社会評論社、2006年。また同じ著者の最近の論考に「植民地朝鮮における神社参拝の強制とミッションスクール」（同「朝鮮近代教育史における「信教の自由」をめぐる問題—植民地教育支配とモラルの相克」（『植民地教育史研究年報』18号、2016年3月）がある。李も言及しているように、神社参拝を拒否した二つの学校の校長は解任された。

⁶ IMC, No.2, Religious Liberty under Japanese Rule. この資料は孔子祭問題関連資料の中に収められているものだが、執筆者、執筆年月日は不明。同資料が参照している文献に1936年2月のThe Christian Centuryがあるので、それ以降に書かれたことは間違いない。

⁷ IMC, No.2, Translated roughly from an official order of service issued by the local educational authority at Liaoyang, Manchuria.

⁸ IMC, No.2, Nov. 12th, 1936.

⁹ IMC, No.2, Translation of the mimeographed booklet of Directions issued by the Manchukuo Board of Education at the Conference of Missionaries and Christian Leaders held by the said Board at Hisnkin, July 7 1936.

¹⁰ IMC, No.2, Report of a Meeting of Representatives of the Moukden Private Schools Called to the Municipal Office, September 21st, 1936.

1937年3月23～24日に開催。「犠牲のささげもの」を伴う異教的拝礼には従わないという基本見解を全会一致で採択¹¹。

・満洲教会（中国人教会）の反応

一時的に妥協し嵐が過ぎ去るのを待てばよいという立場から、断固拒否まで様々¹²。入信したばかりの素朴な信仰を持つ農民と義和団事件を経験した老人たちの多くは拒否を主張¹³。宣教師たちの満洲宣教会議の決定が、中国人クリスチャンの思いから遠くかけ離れていたとは言えない。

しかしキリスト教学校の姿勢を最終的に決定づけたのが宣教師の意向であったことは否定できない。宣教師 Garven(奉天医科専門学校 [のちの奉天医科大学] 副校長)のことは：「(参拝拒否によって起こりうる)キリスト教学校の閉鎖という最悪の事態は、中国人教会がキリスト教教育の後ろ盾を失うことであり、中国人教会の指導者育成に多大な影響を与えることになる。政府の目標はいかにして効果的に木を切り倒すかにある。高等教育は失われ、実学と技術偏重の傾向はますます強まるだろう。その教育は、軍事的目的に適合するよう型に流し込まれ、肉体的訓練と軍事演習を提供することになる」¹⁴。

ところが実際のところ、学校を閉じるという最悪の結末は、孔子廟参拝問題によって直接もたらされることはなかった。学校存続を左右する問題は、孔子祭参列・参拝から「法人化問題」を盾にした宗教統制にシフト。

4. 法人化問題・宗教法制の確立・孔子廟から神社へ

1) 満州国学校制度の確立

・私立学校令 康德五年（1938年）一月一日施行

第四条 私立大学又ハ学校ヲ設置セントスルトキハ主管部大臣ノ定ムル所ニヨリ資産及設備又ハ之ニ要スル資金ヲ具ヘ国民高等学校、女子国民高等学校又ハ大学ニ付テハ財団法人ヲ設立スベシ

・国民高等学校令

第一条 国民高等学校ハ国民道徳ヲ涵養シテ国民精神ヲ修練シ身体ヲ鍛錬シ実業教育ヲ基調トシ国民必須ノ知識技能ヲ授ケ劳作ノ習慣ヲ養イ以テ国民ノ中堅タルベキ男子ヲ養成スルヲ其ノ目的トス

・国民高等学校規定

第一条

¹¹ IMC, No.2, Manchurian Conference of Scottish and Irish Missions, March 23-24, 1937. Strictly Private の注意書きがある。

¹² Fulton, p.123.

¹³ IMC, No.3, Notes of a Speech made to the Convener's Committee of the Foreign Mission Department of the Church of Scotland at 121, George Street, Edinburgh on Tuesday, 29th December 1936 by Dr.H.S.D.Garven on his Arrival from Manchukuo.

¹⁴ Ibid.

一 建国ノ由来及建国精神ヲ明徴ニスルト共ニ訪日宣詔ノ所以ヲ知ラシメ以テ日滿一億一心不可分ノ關係ヲ深く体認セシメ忠君愛國、孝悌仁愛ノ至情及民族協和ノ美風ヲ涵養シ国家社会ニ奉仕スルノ責務ヲ自覚セシメ劳作ニヨリ勤勞愛好、職業尊重、実践躬行ノ精神ヲ鍊成シ以テ中堅国民タルベキ信念ヲ養フコトヲ期スベシ

第二十六条

ニ. 校長、教師及学生ハ、御容ニニ対シ最敬礼ヲ行フ 御容ヲ奉戴セザルトキハ帝宮ノ方向ニ向テ遥拝ス

紀元節、天長節及明治節ニハ左ノ式ヲ行フベシ

一. 校長、教師及学生ハ日本国歌ヲ合唱ス

ニ. 校長、教師及学生ハ日本 皇居ノ方向ニ向テ遥拝ス

2) 宣教師側の対応

1938年7月5日 両教会の代表者会議

両教会の学校は如何なる場合も神社参拝、孔子廟参拝には出席しないことを宣教師会議の方針として決定する¹⁵。→会議で神社参拝拒否が提案されている。

[1938年9月「暫行寺廟及布教者取締規則」発令]¹⁶

1939年10月10日 宣教師会議

- ・現在の状況にかんがみ、キリスト教学校の法人化手続きのプロセスには入らない。
- ・1940年度の生徒募集対応に間に合うように宣教師会議で結論を出し政府に連絡。

1940年1月8日～13日 宣教師会議

- ・二つのミッションは一般教育から撤退する。
- ・教会がそれ自身の用途のために必要とする建物を除いて、学校校舎を「満洲国」政府に売却
- ・1940年の生徒募集は行わない。全在校生が卒業する1942年にすべての学校を閉鎖する¹⁷。

3) 宗教法制の確立

康德五年(1938年)九月 民生部第九十三号「暫行寺廟及布教者取締規則」発令

寺廟、教会、聖職者等の情報をすべて届け出、宗教活動全般を許可制とし厳密に管理。全文が哈爾浜の米南部バプティスト・ミッションによって英訳され、アメリカのIMC本部に送付。コピーがスコットランド教会本部(エディンバラ)に転送される。南部バプティスト教会宣教師のレオナルドは、長大な抗議文を民生部に送っている¹⁸。ちなみに上に触れた『宗教調査資料』はレオナルドを米国領事館の諜報としている。

4) 孔子廟から神社へ

¹⁵ Extract from Minutes of Joint Executive, July 5th 1938, Church of Scotland Archives, Acc7548 B200, National library of Scotland.

¹⁶ この法令に関する拙論が今年度発行の『キリスト教研究所紀要』に掲載予定。

¹⁷ Manchuria Mission Conference, findings of Conference, October 1939, January 1940, Acc7548 B23, Church of Scotland Archives, National library of Scotland.

¹⁸ IMC, No.1, To his Excellency, the Minister of People's Welfare of the Manchukuo Government, Jan. 20, 1937.

1939年8月7日 民生部訓令第七五号「祀孔に関する件」

各孔子廟の「広狭」や各学校の事情が異なるので、今年の秋祭からは学校生徒の派遣は任意¹⁹。

しかしすぐに適応されたわけではなく、しばらくは行政の判断で強制が続行²⁰。訓令の情報をいち早く入手した満州宣教会議幹事スチュワートは、8月21日付でキリスト教学校関係者全員に訓令の英訳を送付している。一方で、このころから教会に対する神社参拝の非公式な要請の事例も²¹。

5) 宣教師が見た日本人クリスチャン

スコットランド、アイルランドの宣教師たちは、しばしば日本人牧師に相談を持ちかけていた。日本人牧師は当局と宣教師の間を取り持つ重要な仲介者でもあり、両者は決して敵対する関係にはなかった。しかし宣教師は日本人宣教師の権力に対する姿勢に対し強い疑問をもっていた。以下は1936年12月、一時帰国した Garven が本部の会議で行った講演から。

「難しい状況の中で、こう考える人々もいる。日本の軍国主義はいつまで続くだろう。もし今私たちが信念を押し通し学校を閉じてしまったら、数年後この困難を抜け出した時に、再び学校を復活させるのは至難の業だろう。今はキリスト教の証を犠牲にしてもこのまま進もうではないか。教会全体にとっての教育活動の価値を考えたほうがいい。これは日本人クリスチャンの友人たちの姿勢である。奉天日本組合教会の牧師渡部氏は誠実な助言者で、キリストにある兄弟として誰もがやりたがらない、あるいはできない奉仕をしてくれている。(しかし)彼は私たちが考えるようにはこの問題をとらえていない。日本においてはこの種の問題は、国家の法への服従という次元の問題なので、彼は儀式に行くし、もし彼がキリスト教学校の教師をしていたら、彼の学生たちもつれていくだろう。彼はいま私たちの考えを理解し、彼にできる最大限のことをしてくれている。しかし日本の教会はあげて神社参拝に行っているので、彼の中ではこの問題はさほど深刻ではないのである²²。」

→ 妥協をやむなしを宣教師に助言する日本人牧師。関係悪化は避けたい宣教師。

おわりに

「満洲国」の特殊性 王道主義（孔子廟参拝）から皇道主義（神社参拝）へ。
キリスト教学校の対応 長老派教会とバプティスト教会 日本人牧師と宣教師

今後の検討課題

神学校問題

日本の教会主導による教会合同の動き

協和会

中国人牧師、信徒の声→難しい

宣教師の抑留

¹⁹ 民生部訓令第七五号「祀孔ニ関スル件」『満洲国政府公報』第一六〇二号 康德六年八月十七日。

²⁰ 例えば法庫と新民の学校ではこの年の秋に孔子廟参拝が強制されたという。Stewart, Moukden, Jan.20th 1940, Acc7548 B23, Church of Scotland Archives, National library of Scotland.

²¹ CMBS, No.9, Stewart to the Missionaries in Charge of Schools, 21st August, 1939.

²² IMC, No.3, Notes of a Speech made to the Convener's Committee of the Foreign Mission Department of the Church of Scotland at 121, George Street, Edinburgh on Tuesday, 29th December 1936 by Dr.H.S.D.Garven on his Arrival from Manchukuo.

参考文献

Missionary archives

Correspondence and Reports. International Missionary Council Archives, 1910-1961. Box 26.5.026, WCC, Geneva. Sino-Japanese relations (Missionary Archives on Asia on microfiche, IDC Publishers) Manchuria. Conference of British Missionary Societies Archives 1912-1970. Box 397E/T China 51, SOAS, London (Missionary Archives on Asia on microfiche, IDC Publishers)
Church of Scotland Archive, the National Library of Scotland

Austin Fulton, *Through Earthquake Wind and Fire, Church and Mission in Manchuria 1867-1950*, the Saint Andrew Press, 1967. (フルトンはアイルランド長老教会宣教師として奉天で伝道。満洲伝道に関してもっとも包括的な重要基本文献。)

Mark O' Neil, *Frederick, The Life of My Missionary Grandfather in Manchuria*, 三聯書店；香港、2012。70年代から香港を拠点に取材活動をしてきたアイルランド生まれの元 BBC 記者が、宣教師だった祖父の足跡を辿った伝記。

満鉄社員会『満洲宗教誌』昭和十五年。

民生部社会司『宗教調査資料 第二輯 吉林、間島、濱江各宗教調査報告書』康德四年十一月（龍溪書舎アジアにおける日本の軍・学校・宗教関係資料第5期『宗教調査資料』第1巻、2014年）

民生部社会司礼教科『宗教調査資料 第五輯 満洲宗教概要』康德五年十月（同上 第2巻）

民生部厚生司『宗教調査資料 第七輯 基督教調査報告書』康德七年十二月（同上 第2、第3巻）

『省政彙覧 第一輯 吉林省篇』國務院総務庁情報処、康德二年十一月。『同 第八輯 奉天省篇』康德三年十一月。

『「満洲・満洲国」教育資料集成3 教育法規』エムティ出版、1993年。

『思想月報』第七六号、第七七号、司法省刑事局、昭和十五年。